議案第39号

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)の一部を次のように改正する。 第4条第1号中「(婚姻した者を除く。)」を削る。

第24条第1号中「いん行」を「淫行」に改め、同条第2号中「とばく行為」を「賭博行為」 に改め、同条第3号中「覚せい剤等」を「覚醒剤等」に改め、同条第5号中「閉そく用」を 「閉塞用」に、「充てん料」を「充塡料」に改める。

別表中「強かん」を「不同意性交等」に、「りよう辱行為」を「陵辱行為」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条第1号から第3号まで及び第5号並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

民法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。